

郡山市告示第127号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）として、次のとおり指定する。

令和7年5月23日

郡山市長 椎根 健雄

- 1 形質変更時要届出区域として指定する区域
郡山市田村町金屋字孫右エ門平72番1の一部（別紙のとおり）
- 2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類
ふっ素及びその化合物

別 図



凡 例

- 調査範囲
- 筆境界
- 単位区画
-  形質変更時要届出区域

起 点

起点は、郡山市田村町金屋字孫右工門平72番1の最北端とする。

格子の回転角度（6度01分57秒）

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して、10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として右回りに回転させた角度を示す。